

# 令和7年度（第76回）全国労働衛生週間

10月1日～7日《準備期間：9月1日～30日》

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

## 労働者の健康に関する現状

令和6年の奈良県内の労働者の業務上疾病の発生者数は214件となり、新型コロナウイルス感染症など病原体による疾病により増加した令和4年、令和5年と比較して大幅に減少しました。

一方、負傷に起因する腰痛は、近年増減を繰り返しており、令和6年は37件となっています。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合（有所見率）は、奈良県内では平成18年以降50%を上回っており、令和6年は60.7%（全国平均59.4%）となっています。

全国の脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、令和6年度は1,296件となっており、引き続き長時間労働による健康障害防止対策の推進が必要な状況です。特に、精神障害による労災認定件数は、令和6年度には1,055件（過去最多）となっており、メンタルヘルス対策の取組の一層の推進が必要となっています。

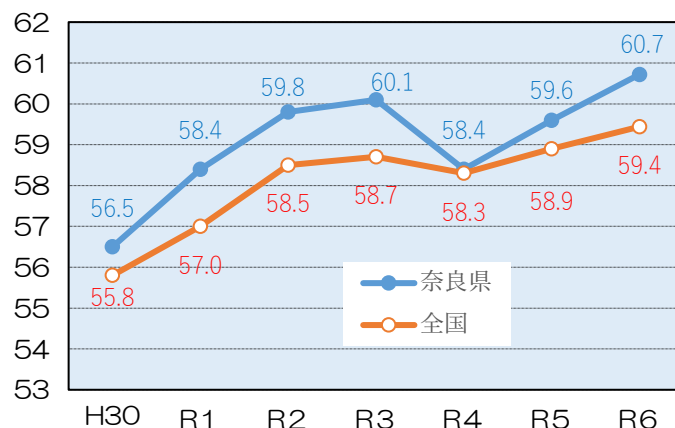
## 全国労働衛生週間について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で76回目を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

今年度は「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」のスローガンの下、全国労働衛生週間が展開されます。

各職場において、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いします。

(%) 一般定期健診における有所見率の推移



(奈良労働局 規模別定期健康診断実施状況調べ)

## 業務上疾病発生状況（奈良県）

|     | 計    | 腰痛<br>(※) | 病原体による<br>疾病 | 左記を除く<br>疾病 |
|-----|------|-----------|--------------|-------------|
| R2年 | 127  | 43        | 60           | 24          |
| R3年 | 258  | 55        | 180          | 23          |
| R4年 | 1559 | 18        | 1516         | 25          |
| R5年 | 481  | 51        | 376          | 54          |
| R6年 | 214  | 37        | 120          | 57          |

(※) 負傷に起因する腰痛

(奈良労働局 傷病分類別年別業務上疾病発生状況調べ)

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 労働衛生統計・関係情報

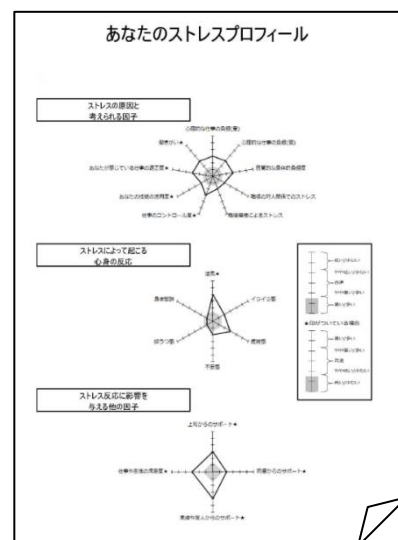
## I ストレスチェック制度

◎ストレスチェック制度とは、労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施等を事業者が義務付ける制度です。

1年に1回、定期的に、労働者に対してストレスチェックを実施する必要があります。

◎実施後は、法令に基づき、労働基準監督署への報告が必要です。

※ 令和7年5月8日に労働安全衛生法等の一部を改正する法律が成立し、現在努力義務とされている労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が正式に義務となり、今後3年以内に施行されることとなりました。



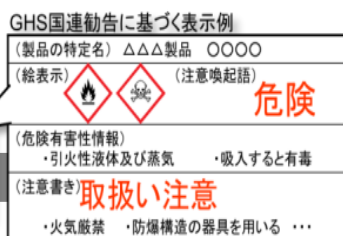
## II 化学物質のリスクアセスメント

◎一定の危険・有害性が確認されている化学物質について、次のことが事業者が義務付けられています。

- ①化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付
- ②化学物質を取り扱う際に、危険性・有害性の事前の調査（リスクアセスメント）
- ③リスクアセスメント結果に基づき、ばく露程度の低減
- ④化学物質管理者の選任（令和6年4月施行）

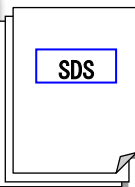
### SDS・ラベルを作成

譲渡提供者  
(製造者・輸入者など)



### リスクアセスメントを実施

譲渡提供先  
(使用者など)



### 化学物質管理に関する無料相談窓口

新たな化学物質規制への対応、ばく露防止措置及び化学物質のリスクアセスメントに関する相談等を受け付けています。（令和7年度厚生労働省委託事業「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」）

開設期間：令和7年5月19日～令和8年3月18日（令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く）

受付期間：月～金 10：00～17：00（12：00～13：00を除く/祝日、国民の休日を除く）

☎ 050-5577-4862 （受託者：テクノヒル(株)）



## III 騒音障害防止のためのガイドライン

◎大きい音にさらされ続けると耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。

大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

◎労働衛生3管理

作業環境管理：等価騒音レベルの測定及び測定結果に基づく騒音発生源対策

作業管理：聴覚保護具（耳栓、イヤーマフ）の使用、騒音作業に従事する時間の短縮

健康管理：騒音定期健康診断の実施及び事後措置

ガイドライン等詳細はこちら →  
（厚生労働省HP）

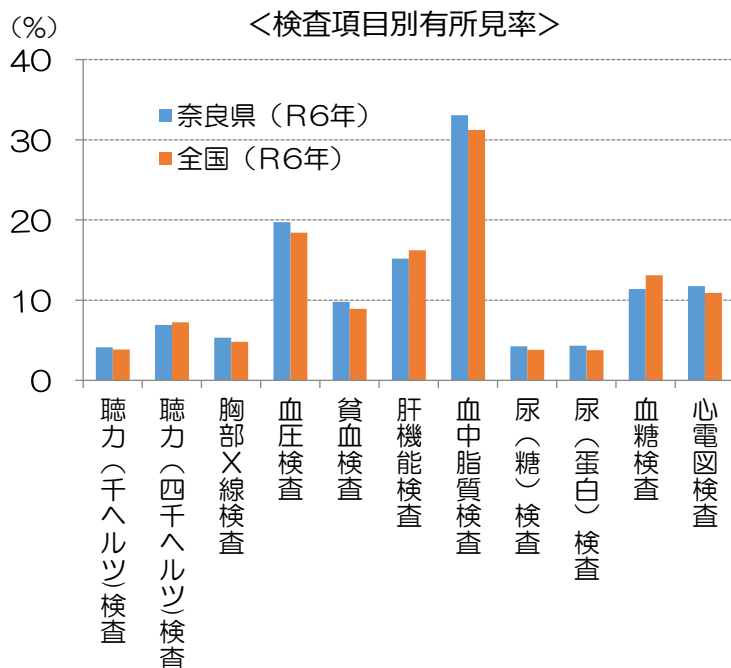
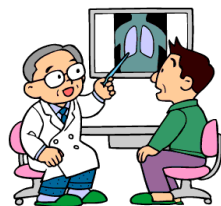


## Ⅳ 労働者の健康状況

◎県内の労働者の一般健康診断の有所見率は60.7%で、全国平均（59.4%）を上回っています。（令和6年）

◎検査項目別では、血中脂質、血圧など、生活習慣病の発症リスクが高くなる検査の有所見率が高く、かつ全国平均を上回っています。

◎将来にわたって健康の保持増進を図るため、食生活の改善、運動の習慣等に配慮しましょう。



## V 治療と仕事の両立

◎職場における治療と仕事の両立支援のために必要な措置を講じることが、令和8年4月1日から事業主の努力義務となります。

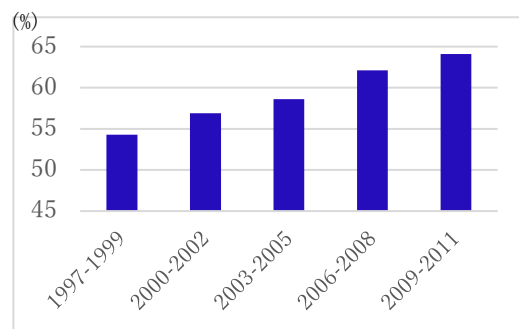
◎治療技術の進歩等により、がんなどの疾病は、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化しています。

◎一方で、仕事を優先して治療を中断したり、病気を理由に離職してしまう方もいます。

◎厚生労働省は、がんなどの疾病を抱える労働者に対して事業場において取り組むべき事項をまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」のほか、「がん」、「脳卒中」、「肝疾患」、「難病」、「糖尿病」、「心疾患」それぞれの疾患に関する留意事項を併せて公表しています。

◎両立支援の取組は、労働者の健康確保という意義はもとより、企業にとって、人材の喪失を防ぎ、従業員のモチベーション向上にもつながります。

＜がん患者の5年相対生存率の推移＞



※出典：（引用文献）全国がん罹患モニタリング集計 2009-2011 年生存率報告（国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター、2020） 独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成 22 年度報告書

ガイドライン等詳細はこちら →  
（厚生労働省HP）



## Ⅵ 奈良産業保健総合支援センターの活用

①産業保健総合支援センターでは、

- ◎メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ◎治療と仕事の両立支援制度の導入支援
- ◎産業保健関係者に対する専門的研修及び専門的相談対応

②地域産業保健センター（県内4箇所）では、

**小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）**の事業者や労働者の皆様に対して、

- ◎健康診断結果に基づく医師の意見聴取への対応
- ◎脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ◎メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

を**原則無料**で行っています。ぜひご利用ください。

独立行政法人労働者健康安全機構

奈良産業保健総合支援センター

電話 0742-25-3100



# 全国労働衛生週間における事業場の実施事項

## ■準備期間中に実施する事項

### I. 重点事項

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- ③ 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- ④ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく対策の推進に関する事項
- ⑤ 女性の健康課題に理解促進に関する事項
- ⑥ 労働者の作業行動に起因する労働災害(転倒・腰痛災害)防止対策
- ⑦ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- ⑧ 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- ⑨ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- ⑩ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ⑪ 石綿による健康障害防止対策に関する事項

### II. 労働衛生3管理の推進等

- ① 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- ② 作業環境管理、作業管理、健康管理の推進に関する事項
- ③ 労働衛生教育の推進に関する事項
- ④ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- ⑤ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- ⑥ 副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- ⑦ 個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項



### III. 作業の特性に応じた事項

- ① 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- ② 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- ③ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- ④ 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- ⑤ 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく対策の推進に関する事項
- ⑥ 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
- ⑦ 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

### IV. 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

## ■本週間中に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

詳しくは、奈良労働局労働基準部健康安全課、もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。